

# 北海道教育大学附属旭川中学校 P T A 会 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「北海道教育大学附属旭川中学校保護者と先生の会」といい、事務局を北海道教育大学附属旭川中学校に置く。

第 2 条 本会は次の諸項目の達成を目的とする。

- 1 生徒の福祉を増進する。
- 2 家族及び社会生活向上のための成人教育を行う。
- 3 教育に対する理解を深め、これを推進する。
- 4 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒指導の推進を図る。
- 5 学校の教育的環境を整備する。

第 3 条 本会の会員は、生徒の保護者又はこれに代わる者並びに教職員をもって組織する。本会の目的に賛同して入会を希望する者も会員となることができる。

## 第 2 章 事業及び委員会

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の部及び委員会をもうけて事業を行う。但し、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

- 1 部
  - (1) 研修部 会員の研修に関すること
  - (2) 厚生部 会員の親睦・給食に関すること
  - (3) 広報部 「P T A だより」発行に関すること
- 2 委員会
  - (1) 教育課程委員会 教育課程に関すること
  - (2) 生徒指導委員会 生徒指導に関すること

## 第 3 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員を置き、任務を分掌する。

|      |       |                          |
|------|-------|--------------------------|
| 会 長  | 1 名   | 本会を代表して、その運営に関する全般を扱う。   |
| 副会長  | 4 名以内 | 会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代理する。 |
| 監 査  | 2 名   | 会務・会計の監査にあたる。            |
| 会 計  | 3 名以内 | 会計事務を執る。                 |
| 事務局員 | 若干名   | P T A 活動の円滑な運営、議事録・記録の作成 |
| 部 長  | 3 名   | 厚生、研修、広報の業務を分担する。        |
| 副部長  | 3 名   | 部長を補佐する。                 |
| 部 員  | 若干名   | 各部に置き、部長と協力して部会の運営にあたる。  |
| 委 員  | 若干名   | 必要に応じて置くことができる。          |
| 参 与  | 若干名   | 必要に応じて会務に参画する。           |
| 顧 問  | 若干名   | 会長の諮問に応じる。               |

第 6 条 役員を選任は次の方針による。

- 1 会長は総会において選任する。
- 2 参与は副学長及び校長とする。
- 3 顧問は会長が会員の賛同を得て委嘱する。
- 4 その他の役員は会長がこれを委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。  
役員に欠員が生じた時は在任期間につき補充するものとする。

#### 第4章 会 議

第8条 総会は毎年1回開催し、役員の選任、予算、決算、その他必要な事項について審議する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第9条 役員会は本会の全役員をもって構成し、本会の目的達成上の諸問題について協議する。

第10条 常任役員会は会長、副会長、監査、会計、部長、事務局をもって構成し、会務について協議し、その運営にあたる。

第11条 部会は各部毎の役員をもって構成し、分掌事務の執行について協議し、その運営にあたる。

第12条 委員会は副会長(1名)及び各部の代表者をもって構成し、会務について協議し、その運営にあたる。

第13条 各会議の議決は出席構成員の過半数の賛同を得なければ決定できない。  
なお、社会状況等により、書面及び遠隔等で代替する場合がある。

#### 第5章 会 計

第14条 本会の経費は会費その他の収入による。

第15条 本会の会費は生徒1人につき月額1,100円とする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日で終わるものとする。

#### 第6章 補 則

第17条 本会の会則の変更は総会で行う。

第18条 本会の運営に必要な細則は別にこれを定める。

第19条 会員はいずれの会議でも自由に発言することができる。

#### 付 則

- |               |      |               |      |
|---------------|------|---------------|------|
| 1. 平成 8年4月21日 | 一部改正 | 2. 平成 9年4月20日 | 一部改正 |
| 3. 平成10年4月19日 | 一部改正 | 4. 平成11年4月18日 | 一部改正 |
| 5. 平成16年4月17日 | 一部改正 | 6. 平成17年4月16日 | 一部改正 |
| 7. 平成19年4月14日 | 一部改正 | 8. 平成27年4月11日 | 一部改正 |
| 9. 令和 3年4月30日 | 一部改正 |               |      |

# 北海道教育大学附属旭川中学校 P T A 慶弔規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 福祉厚生資金は、生徒が健康で豊かな学校生活を営むために行使されることを第一義とし、合わせて会員の福祉厚生を図るもの規定とする。

## 第2章 各章

### (死亡の場合の香典等)

第2条 会員または会員の家族に不幸があった場合は次の通りにする。

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1. 会員死亡の場合  | 香典並びに供花 |
| 2. 生徒死亡の場合  | 香典並びに供花 |
| 3. 会員の父母の場合 | 香典      |

### (疾病・災害等の場合の見舞金)

第3条 会員または会員の家族が疾病その他の災害にあった次の場合、見舞金を贈る。

1. 生徒が学校管理下で、けがで1週間以上入院を要する場合。
2. 災害（災害その他）の場合。

### (転出・退任の場合の感謝状)

第4条 会員に転出、退職等の異動があった場合は次の通りとする。

1. P T A 常任役員をされた方については、感謝状を贈呈する。

## 第3章 補則

### (運用)

第5条 本規定の運用は、事例の特殊性に応じ、会長・副会長及び参与の合議により弾力的に行うことができる。

### (改正)

第6条 本規定の改正は、役員会において行う。

## 付則

1. 金額等については、会長が委嘱する会議において決定する。
2. この規定は平成9年4月1日から施行する。
3. 平成28年9月30日 一部改正

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 奨励は、部活動等の活動において、上川管内代表決定戦、全道大会に出場する際の旅費等の補助、その他必要と認められる事項について支出する。

## 第2章 各章

(補助対象)

第2条 中体連・中文連主催の団体戦、個人戦に出場する生徒と本校の引率者とする。なお、その他の大会については、PTA会長、副会長、校長、副校長が別途協議し、決定する。

(補助内容)

第3条 以下の内容で補助する。

## 1 上川管内代表決定戦

- ・ 大会参加費と交通費は、全額支給する。
- ・ 昼食費を含む栄養費として1人1日あたり、1,500円を支給する。
- ・ 支給対象者は、登録選手と引率教員とする。
- ・ 交通費は、JR及び路線バスの料金とする。
- ・ 大会が旭川市内で行われる場合は、交通費は支給しない。

## 2 全道、全国大会

- ・ 大会参加費は、全額支給する。
- ・ 交通費、宿泊費(夕食・朝食を含む)の7割を支給する。
- ・ 昼食費を含む栄養費として、1人1日あたり、1,500円支給する。
- ・ 支給対象者は、登録選手とする。
- ・ 引率教員については、必要経費の全額を支給する。さらに、1人1日あたり2,200円の日当を支給する。
- ・ 交通費は、飛行機、JR、路線バスを利用したものとする。
- ・ 大会が旭川市内で行われる場合、交通費、宿泊費は支給しない。

## 第4条 その他

- ・ 引率教員は、予算書を提出する。大会終了後は、大会要項と領収書を提出する。その際、大会参加費、航空運賃、宿泊代の領収書は必ず添付する。
- ・ その他、特別に支出が必要な場合は、別途協議する。
- ・ 設置していない部の引率教員はその都度協議する。

# P T A 組 織 図

